

雇用調整助成金 個別相談会の開催のお知らせ

ハローワーク富士宮の提案により、雇用調整助成金の個別相談会を下記の日程で開催いたします。

社会保険労務士により、雇用調整助成金制度の説明、申請の仕方、必要な書類などの説明をいたします。(完全予約制、相談無料)

※支給申請の代行は致しませんのでご了承ください

記

- ◇日 時 2020年7月16日、30日、8月13日、20日 13:00～16:00
- ◇定 員 各日、1時間×3事業所
- ◇会 場 富士宮商工会議所 中会議室 相談ブース(富士宮市豊町18-5)
- ◇内 容 雇用調整助成金の制度の説明、申請の仕方、必要な書類
- ◇予 約 富士宮商工会議所(TEL0544-26-3101)までお電話ください。
※完全予約制(予約がない場合は中止)

※雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合、労働者が従業員に支払った休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全額)が国によって助成される制度です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月1日～9月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施します。その一方で、支給申請の方法に戸惑っている事業所が多いとのことで今回の個別相談会開催にいたしました。

以上